

令和7年度実施協働事業提案制度 募集要項

市と団体が各々の役割に基づき

「協

提案したい

令和7年度に実施する事

皆様からの応募書類のご

書類のご提出の前に、その提

詳細は、こちらの「協働事業提案

また今

協 働 事 業 提 案 制 度

力して事業を実施することを

」といいます

ありませんか？

の提案を募集しています

出お待ちしております

まずは事前相談のご予約を！

度」の募集要項をご一読ください！

といわず…ぜひお待ちしています

【事前相談】

期間：令和6年9月30日(月)～11月15日(金)

場所：小金井市市民協働支援センター準備室

※ 提案書の提出前に、小金井市市民協働支援センター準備室との事前相談が必須となります。希望日の前日までに、電話で事前相談の予約をしてください。

《市民協働支援センター準備室（本町5-36-17）》

☎ 042（385）7767

【提案書提出】

期間：令和6年9月30日(月)～11月15日(金)

場所：小金井市市民部コミュニティ文化課窓口（市役所第二庁舎4階）

☎ : 042（387）9923

【目次】

協働事業提案制度

1	小金井市協働事業提案制度とは？	3
2	協働事業を行うメリット	4
3	応募できる団体	4
4	対象事業	5
5	市の施策について	7
6	補助金の額	8
7	補助対象経費	8
8	市民提案型協働事業 事業実績	10
9	行政提案型協働事業 事業概要	11
10	スケジュール(予定)	13
11	応募方法	14
12	審査	15
13	事業の実施	17
14	事業後の報告	17
15	その他の留意事項	18
	«よくある質問Q & A»	18
	«記入例»	21

協働事業提案制度

協働を推進するために創設された「協働事業提案制度」について説明します。

I 小金井市協働事業提案制度とは？

地域には防犯を始めとし、環境、教育、福祉、地域振興など様々な分野にわたって不特定多数の市民の皆さんに関係する公共的な課題があります。

協働事業提案制度は、このような公共的課題を、市民の皆さんと市がお互いの持つ資源（知識・経験・人材・情報・資金など）を結集し、協働することによって効果的に解決していくための1つの仕組みです。本制度は2種類で構成されており、市民活動団体等が自由な発想に基づき事業を提案する「市民提案型協働事業提案制度」と、市が設定した公共的課題に基づき事業を提案する「行政提案型協働事業提案制度」があります。

市民の皆さんと市が、協働事業提案制度を活用することで公共的課題を共有し、地域に根付いた活動を充実させることで、多様な主体による多様なサービスが提供されることを期待しています。



＝＝ 地域の課題解決に知恵と力をお貸しください！！ ＝＝

平成24年3月に小金井市市民協働のあり方等検討委員会により出された答申の趣旨を尊重して、「市民協働を推進するための制度的条件整備」の一つとして、「協働事業提案制度」を平成28年度実施分からスタートしました。

令和5年度から答申の提案に基づき、これまでに実施してきた「市民提案型協働事業提案制度」に加えて、「行政提案型協働事業提案制度」を創設しました。

2 協働事業を行うメリット

(1) 市民活動団体等にとってのメリット

ア 市が持つ情報や知識を活用し、事業を実施することで、ノウハウの蓄積が可能になります。

イ 市との協働事業を実施することで、市民からの信頼が得られ、評価が高まります。

ウ 広報活動や資金などを行政と役割分担することで、事業の実現性が高まるとともに、より効果的な事業の実施が期待できます。

(2) 市にとってのメリット

ア 多様化する市民ニーズに柔軟に対応した、新たな公共サービスの提供が可能になります。

イ 市民活動団体等と協働することで、団体の活動方法や考え方を知ることができます。事業手法の見直しや職員の意識改革の契機となります。

3 応募できる団体

応募できる団体は、次に掲げる要件を全て満たす市民活動団体等で、法人格の有無は問いません。また、複数の団体で組織された実行委員会などの形態でも応募できます。

- (1) 小金井市内に活動拠点を有していること。
- (2) 自主的に市民活動を行っていること。(NPO法人、市民活動団体、町会など)
- (3) 定款（規則・会則）等を有していること。
- (4) 5人以上で構成されていること。
- (5) 会計処理を適正に行っていること。
- (6) 市の協働に対する考え方を理解し、行動できること。
- (7) 次に該当する団体でないこと。

ア 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とする団体

イ 暴力団又は暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体

ウ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

エ 小金井市市民協働推進委員会委員が所属する団体

オ その他市長が不適当と認める団体

4 対象事業（令和7年度実施事業）

協働事業提案制度に応募できる事業は、次の要件に当てはまるものとなります。

| 団体につき | 事業までの提案となりますが、市民提案型協働事業と行政提案型協働事業にそれぞれ | 事業ずつ提案することもできます。

(1) 協働事業提案制度の種類

協働事業提案制度には、次の2種類があります。

市民提案型協働事業

団体が自由な発想力を活かして公共的課題を設定し、その課題解決のために、市とともに実施する提案事業。

※団体が認識する課題をどのような事業や手法で解決するかを提案するものです。

※これまでに実施した事業については、P.10の「8 協働事業提案制度 事業実績」をご参照ください。

行政提案型協働事業

あらかじめ市が公共的課題（テーマ）を設定し、その課題解決のために、市とともに実施する提案事業。

※市が設定した課題（テーマ）をどのような事業や手法で解決するかを提案するものです。

※今回の募集テーマについては、P.11の「9 行政提案型協働事業 事業概要」をご参照ください。

(2) 提案内容は、次の要件を全て満たす事業とします。

ア 令和7年度に実施される事業

※ 事業期間：協定書締結後（令和7年4月頃）～令和8年3月31日

※ 本事業は最大2ヵ年分の提案が可能です。

イ 小金井市内で実施される事業

ウ 地域課題・社会的課題の解決を目指す事業

エ 新しい取組や創意工夫がみられる事業

オ 団体の特性が發揮される事業

- カ 適切な成果目標を定めている事業
 - キ 団体と市の役割分担が適切で、協働で実施することにより効果が高まる事業
 - ク 事業計画・予算が適正で、提案団体が確実に実施できる事業
 - ケ 小金井市の基本構想・基本計画に掲げる施策に該当している事業
- ※P.7の「5 市の施策について」をご参照ください。

(3) 2ヵ年応募できる事業の要件

提案できる事業は、単年度（令和7年4月～令和8年3月末まで）で実施する事業です。

以下の要件を満たす場合、2か年かけて行う事業（令和7年4月～令和9年3月末まで）を提案することができます。

要件：事業を継続的・発展的に行うもの

※継続的・発展的とは、1年目に実施する事業を踏まえた事業を2年目に行い、1年間では達成できない内容を2年間かけて実施することです。

(継続的・発展的に行う事業例)

- 事業内容：防災カルタ作成を通じた外国籍市民の防災力向上
- 1年目：公募した外国籍市民と一緒に防災カルタを作成する。
- 2年目：1年目事業の参加者等を新たに企画側に加え、市民向けに防災カルタを使った防災イベントと一緒に企画し、実施する。

(4) 次に該当する事業は、提案できません。

- ア 営利活動、宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする事業
- イ 施設等の建設及び整備を目的とする事業
- ウ 公序良俗に反する事業
- エ 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体が共催し、又はこれらを構成員や事務局に含む実行委員会等として実施する事業
- オ 他の助成金等の交付を受けている又は受ける見込みのある事業
- カ 調査のみを目的とした事業
- キ 学術的な研究のみを目的とした事業
- ク 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

ヶ その他市長が不適当と認める事業

5 市の施策について

「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」

本計画は、市の最上位計画として市の将来像を示し、あらゆる分野の施策の方向性を定めるものです。市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針となる計画であり、市民、団体及び事業者の地域社会における活動を促進するために策定するものです。



※計画の内容については、右の二次元コードもしくは下記 URL よりご確認ください。

<https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisakukeikaku/tyokikankeisiryo/daigoji-zenki/dai5jikihonkousou.files/honpen.pdf>

事業計画書の○○の欄に、施策番号と施策名を選んで記入してください。

(例：「施策 1 みどりと水の環境整備」)

1 環境と都市基盤

施策 1 みどりと水の環境整備

施策 2 循環型社会の形成

施策 3 環境保全の推進

施策 4 市街地の整備

施策 5 住環境の整備

施策 6 都市インフラの整備

施策 7 交通環境の整備

2 地域と経済

施策 8 危機管理体制の構築

施策 9 地域の安全・安心の向上

施策 10 産業・観光の振興

施策 11 都市農業の振興

3 子どもと教育

施策 12 子どもの育ちの支援

施策 13 子育て家庭の支援

施策 14 子育て・子育ち環境の充実

施策 15 学校教育の充実

施策 16 学校環境の整備

4 文化と生涯学習

施策 17 芸術文化の振興

施策 18 国際交流・都市間交流の推進

施策 19 人権・平和・男女共同参画の尊重

施策 20 生涯学習の振興

施策 21 スポーツの振興

5 福祉と健康

施策 22 福祉のまちづくりの推進

施策 23 高齢者の生きがいの充実

施策 24 高齢者が暮らし続ける仕組みの充実

施策 25 障がい者福祉の充実

施策 26 健康の維持・増進

6 行政運営

施策 27 市民参加・協働の推進

施策 28 積極的な情報発信

施策 29 計画的な行財政運営

6 補助金の額

事業の実施に必要な補助対象経費に対し、市の予算の範囲内で、

1事業につき 50万円を上限 に補助金を交付します。

※ 審査の結果、補助金要望額から減額されて採択される場合があります。

※ 補助金は、単年度ごとに交付し、2ヵ年分の事業提案により最大で100万円を交付します。

※ 予算の成立を前提にした制度ですので、予算が成立しなかった場合には、採択

されても事業を実施できない場合があります。

※ 経費の補助を必要としない事業（市の役割が広報協力や会場協力のみの事業）でも提案できます。

※ 補助金は、概算払いとして令和7年4月以後に支払われる予定です。

7 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費のうち、次に掲げる経費です。団体の経常的な運営経費は、対象外となります。

<補助対象経費> ※次の項目を参考に積算してください。

項目	例
人件費	事業実施に直接携わるスタッフの人事費等 (時給・時間・人数等を明記すること。)
報償費(謝礼)	講師やアドバイザー等外部の専門家に対する謝礼金等
旅費(交通費)	事業実施に必要なスタッフや講師等の交通費等
消耗品費	事業実施に必要な材料、会議やイベントに必要な品、文具類等の経費 (原則として、単価1万円未満ですぐに消耗する物品)
印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷費等
使用料及び賃借料	事業実施に必要な会場使用料、機材等のレンタル料等
通信運搬費	チラシの郵送料、イベント用器材の運搬料等
保険料	行事保険料 <u>(事業に必要な保険料は加入必須)</u>
その他	その他事業の実施に必要な経費(各種手数料等)

※ ただし、次のものは対象となりません。

- (1) 団体の経常的な運営経費(事業に直接携わらないスタッフの人事費等)
- (2) 団体関係者への謝礼や高額な謝礼
- (3) 施設の整備や維持管理に係る経費(施設改修費、賃借料、光熱水費、通信費等)
- (4) 備品に係る経費(原則税込単価1万円以上で比較的長期間使用できる物品)
- (5) 飲食費(会議のときのお茶代も対象外)
- (6) 記念品の購入等にかかる経費
- (7) 領収書がない等支出の根拠が確認できない経費
- (8) 事業実施に直接関わらない経費

(9) その他社会通念上適切でない経費

【注意事項】

補助金は公金ですので、既に支払った経費でも内容が不適切な場合は、市へ返還していただきます。支出できるかどうか迷った場合には、事前にご相談ください。

また、事業の途中で予算が足りなくなった場合、原則として補助金の追加交付はできません。予算計画は事前に十分な検討を行ってください。

なお、事業終了後に残額が発生した場合は、市補助金額を限度に、補助金を返還していただくことになります。

8 協働事業提案制度 事業実績

(I) 市民提案型協働事業

年度	事業名	団体名	担当課
平成28年度	講演会「知って安心！ 消費者被害・悪質商法対策と 成年後見制度」	相続後見シニアサポート多摩	経済課
平成29年度	総合学習「稻の学習」ハンドブック制作	(特非) こがねい環境ネットワーク	指導室 環境政策課
平成30年度	昭和の小金井写真展	小金井史談会	生涯学習課 図書館
令和元年度	対話型自治体経営シミュレーションゲームで未来のまちづくりを考えよう	こがねいとりもち団	企画政策課
令和2年度	男性の為の介護者サポーター養成の為の「男性の為の介護者手帳」製作	NPO法人 UPTURE	介護福祉課
令和3年度	～学校に行く？行かない？子ども達の多様な学びを考える～不登校支援シンポジウム	ココノコ	指導室 子育て支援課 児童青少年課

令和4年度	～音色で街に賑わいを～ストリートピアノ in こがねい	一般社団法人はじめてピアノの会	コミュニティ文化課
令和5年度	多文化共生に向けて・外国ルーツの子どもの教育支援	小金井国際支援協会	学務課 児童青少年課
令和6年度 (予定)	小金井平和の日・市民イベント実行委員会	「小金井平和の日」制定10周年記念・こがねいデジタル平和資料館の設立	広報秘書課 生涯学習課

(2) 行政提案型協働事業

年度	募集テーマ	事業名	団体名	担当課
令和5年度	市歌の普及	小金井魅力発見！市歌『光さす野辺』みんなで作ろうミュージック	はけの手アニメーション	企画政策課
令和6年度(予定)	まちづくりに関するPR活動	小金井魂炸裂！！俺たちの人生の舞台はここだ！	劇団 芝居屋 樂屋（小金井）	都市計画課

9 行政提案型協働事業 事業概要

令和7年度の募集テーマは次のとおりです。

事業テーマ	市立公園内の遺跡看板作製事業
募集概要	市民に身近な市立公園内に遺跡及び旧跡の歴史紹介看板を設置することにより、歴史的な価値を周知し、地域の愛着の醸成と学びの機会を創出する。
1 テーマを提案した理由	
市立公園内には、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）を含め市の歴史的な旧跡と重なるところが多く、市立公園内に歴史の紹介看板を設置することにより、新たな切り口により市立公園の魅力向上を図ることを目的とする。	
2 想定する提案イメージや役割	

【提案イメージ】

- ①生涯学習課と連携した市内の歴史的な旧跡を知るイベント
- ②市立公園内に歴史の紹介看板の作製・設置
- ③生涯学習課と連携した歴史の紹介看板を巡るまち歩きイベント

【市の役割】

事業の広報及び生涯学習課・指定管理者・関係団体・周辺住民との協議

【団体の役割】

景観・安全性の配慮及び子どもにもわかりやすい紹介看板を作製し、市立公園の新たな魅力向上に関するアイデアの提案とその実施。

3 行政として把握する現状や課題

【現状】

市立公園の魅力の発信は限定的であり、市立公園の価値の向上が十分に図られていない。

【課題】

- ・市立公園の利用率・認知度が低い
- ・地域の潜在的な歴史を学ぶ機会が少ない

4 協働により期待される効果

協働する団体の発想で、今まで市立公園の魅力向上を図ることができていなかった公園に対して、団体の経験やノウハウを生かして、地域の歴史を学び、地域の愛着を醸成するとともに、新たな市立公園の魅力向上及び市内の回遊性の向上を期待する。

5 効果の測定方法

歴史紹介看板の設置前後のイベント参加者数

6 提案団体に求めるもの

- ・団体の経験やノウハウを活かし、市内外の人が市立公園で、地域の歴史の興味、関心を持つきっかけを創出し、市内の回遊性を高めるとともに、地域の愛着の醸成を図るような魅力的な紹介看板の作製及びイベントの開催。
- ・作製する看板については、屋外での風雨等に耐えうる耐久性のあるものとともに、来園者の安全性にも配慮すること。

7 その他留意点

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）を含め市の歴史的な旧跡と重なる市立公園（21箇所）

8 担当課	環境政策課 緑と公園係 電話 042（387）9860 メールアドレス：s040199@koganei-shi.jp
-------	------------------------------------------------------------------

10 スケジュール（予定）

令和6年 9月	30日（月）	事前相談・応募開始
11月	15日（金）	事前相談期間・提案書提出期限
	提案後隨時	市事業担当課との協議を開始
12月	10日（火）	市事業担当課との協議を終了
	20日（金）	提案書再提出期限
令和7年 1月	上旬	第1次審査（書類審査）
2月	上旬	第2次審査（公開プレゼンテーション）
	下旬	事業決定、実施に向けた協議
協議終了後（概ね4月～）		協定書締結、事業実施、補助金概算払い
令和8年 3月	31日（火）	事業終了期限
4月	各事業で異なる	市事業担当課との協働事業振り返り
		報告書の提出期限（事業終了後30日以内） 《最終提出期限は4月3日（金）》
《未定》		公開事業報告会

※ 1 現時点での予定となり、変更となる場合もございます。

応募方法

(1) 事前相談

提案書類の書き方などをサポートするため、応募前に小金井市市民協働支援センター準備室との事前相談を行っていただきます。この事前相談を行わない
と、ご応募はできませんのでご注意ください。

【事前相談期間】

令和6年9月30日（月）～11月15日（金）

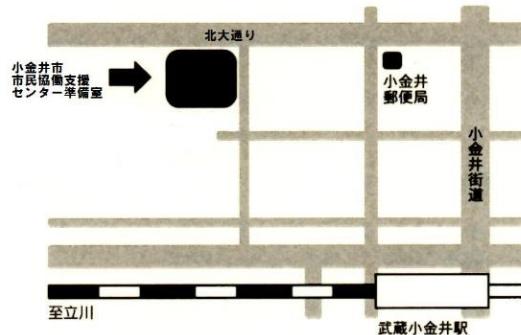
【相談先】

小金井市市民協働支援センター準備室

«場所» 小金井市本町5-36-17
(小金井市社会福祉協議会内)

«開所日時» 月・火・水・木・金曜日
(祝日、年末年始を除く。)
8:30～17:00
(12:00～13:00を除く。)

«連絡先» ☎ 042-385-7767



【相談日の予約】

希望日の前日までに、小金井市市民協働支援センター準備室へお電話でご連絡ください。(予約状況によりご希望に添えない場合があります。早めのご予約をお勧めします。)

【相談内容】

提案書類の下書き等をご持参いただき、提案書類の書き方などのご相談を受け付けます。準備状況によっては、事前相談を複数回行う場合がありますので、ご了承ください。

【その他】

事前相談は、あくまでも提案団体のサポートとして実施しますので、実際に市へ書類を提出した後、協議により書類の再提出を行っていただく場合があります。

(2) 応募に必要な書類

応募に必要な書類は、次のとおりです。様式は市ホームページからダウンロ

ードできます。なお、提出された書類等は返却しませんので、ご了承ください。

ア 小金井市協働事業提案書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号、様式第2号の2（※））

※複数年度を希望される場合、提出してください。

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 団体概要書（様式第4号）

オ 団体の定款、規約、会則等

カ 団体の役員名簿

※ その他の提出物（定款等と役員名簿）は様式の定めはありません。

※ 様式内に書ききれない場合は、別紙を作成して提出してください。

※ 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合もあります。



(3) 書類の提出

事前相談の後、募集期間内に必要書類をコミュニティ文化課窓口に提出してください。提出日は、事前相談の際に調整させていただきます。

【提出期間】令和6年9月30日（月）～11月15日（金）

（※土、日、祝日を除く。）

【提出場所】小金井市役所コミュニティ文化課窓口

（※午前8：30～午後5：15（正午～午後1時を除く。））

小金井市役所第2庁舎4階（小金井市前原町3-41-15）

☎042（387）9923

(4) 担当課との協議

提出していただいた書類をもとに、市の事業担当課と実現性を高めるための協議を行います。この協議で事業実施の課題について整理し、必要があれば令和6年12月20日（金）まで（予定）に書類の再提出を行っていただきます。

I 2 審査

提案された事業は、公募市民・学識経験者・NPO法人関係者・ボランティア団体関係者・行政関係者から構成される市民協働推進委員会の意見を参考に、市が設置する庁内委員会にて選考します。なお、複数年度希望された場合、2か年分の審査を行いますが、採択された場合も事業の継続を担保するものではありません。1年目の事業実績を基に、2年目の事業継続の可否を決定します。

(1) 第1次審査

提案された内容について、書類審査を行います。この時点で3団体程度の団体が選出され、第2次審査へ進みます。

(2) 第2次審査

第1次審査を通過した団体について、公開プレゼンテーションとヒアリングを行います。この第2次審査に参加しないと、選考の対象になりません。日程や時間帯などの詳細は、第1次審査を通過した団体へ個別に連絡いたします。



プレゼンテーションの様子

(3) 審査基準

次の項目により審査を行います。

公益性	<input type="checkbox"/> 地域課題・社会的課題や市民ニーズを的確に捉えているか <input type="checkbox"/> 市民の利益に繋がる事業となっているか
先駆性	<input type="checkbox"/> 新しい取組や創意工夫がみられるか <input type="checkbox"/> 団体の特性が發揮されるか
成果目標	<input type="checkbox"/> 適正な成果目標が設定されているか <input type="checkbox"/> 協働事業の経験を、今後の団体の活動にいかすことが期待できるか
協働の必要性	<input type="checkbox"/> 協働により効果が高まるか <input type="checkbox"/> 団体と市の役割分担は妥当か
実現可能性	<input type="checkbox"/> 事業計画が具体的・現実的であり、実現可能な内容であるか

	○団体が実施に必要な体制を確保しているか
予算の妥当性	○予算が適正であるか ○費用に対する効果は妥当か
政策合致性	○市の計画や目指す方向性と一致しているか

(4) 審査結果

- ・ 審査の結果は、提案団体全てに郵送で通知します。
- ・ 採択された場合、事業実施に関して条件が付されることがあります。これは、提案事業の実施に当たり、更に工夫や調整が必要と判断された場合に付されるものです。補助される金額が要望額から減額されることもありますので、条件が付された場合には、改めて事業実施の可否について検討していただき、実施できない場合には辞退届を提出していただくことになります。
- ・ 審査の結果、全ての事業が不採択となる場合もあります。
- ・ 市民提案型協働事業と行政提案型協働事業をまとめて審査を行い、100万円の予算の範囲内で事業を採択します。

I 3 事業の実施

審査を終えて実施が決定した後は、いよいよ事業実施に向けた詳細な協議を、市事業担当課と行います。特に、事業目的・内容・役割分担・成果の帰属等について、疑義が生じないように打合せをし、お互いに納得した上で市事業担当課と協定書を締結します。また、補助金申請に関する手続についても併せて行います。

加えて、事業を進める最中にも、定期的な市事業担当課との打合せや情報交換は必要です。こまめに連絡を取り合い、お互いの意識にずれが生じないようにしましょう。

I 4 事業後の報告

(1) 書類の提出

事業が終了した後は、速やかに市事業担当課と事業の振返りを行います。この振返りの後、事業終了日から30日以内に、次の書類を提出していただきます。

なお、最終提出期限は令和8年4月3日（金）となりますので、3月に事業実施する団体はご注意ください。

- ア 実績報告書
- イ 事業報告書
- ウ 収支決算書
- エ 振返り調査票
- オ 領収書等の写し
- カ その他市長が必要と認める書類



(2) 報告会

事業の成果を広く市民に説明し、団体及び市の今後の活動に活かしていくために、事業後に事業報告会を実施します。

I 5 その他の留意事項

- (1) 協定書の締結後に、事業内容や経費を変更する場合又は事業自体を中止・廃止する場合には、団体と市の合意が必要です。まずはコミュニティ文化課へご連絡ください。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、事業決定を取り消して補助金の返還を求める場合があります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を当該協働事業以外の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容や条件その他法令に違反したとき。
 - エ 市の合意を得ず、事業を中止もしくは廃止又は変更したとき。
- (3) 事業が採用された場合には、ちらし、ポスター、成果物等に「令和5年度小金井市提案型協働事業」と記載してください。
- (4) 事業の公平性や透明性を高めるため、提案書や審査結果等について、個人情報を除いて市ホームページ等で公開する場合があります。
- (5) 事業実施に当たっては、個人情報の取扱いには十分ご注意ください。

《よくある質問Q & A》

Q | 応募できる団体の要件に、「小金井市内に活動拠点を有していること。」とありますか？個人宅でも認められますか？

⇒ 任意団体の場合、代表者個人の住所でも認められます。ただし、会則等で定

める事務所等がある場合は、そちらを記載してください。

Q 2 複数の団体で提案してもよいですか？

⇒ 可能です。ただし、複数の団体で一つの実行委員会などを作り、応募してください。この場合は、各団体が応募団体の要件に当てはまっていることが必要です。

Q 3 現在団体が既に取り組んでいる事業は応募できますか？

⇒ 応募することは可能です。ただし、何らかの新しい取組や創意工夫が必要となるため、事業内容を見直す必要があります。

Q 4 過去にこの制度で提案されたことのある事業を応募することはできますか？

⇒ 全く同じ内容の応募はできません。事業内容を見直し、新しい取組を取り入れるような検討を行ってください。

Q 5 翌年度も継続して行う事業を応募してもいいですか？

⇒ 本事業は最大2ヵ年分の提案が可能です。2年目に事業を継続する場合、1年目の事業に対し、継続性・発展性が見込まれる事業である必要があります。2年間の事業提案に求める継続性・発展性とは、1年目に実施する事業を踏えた事業を2年目に行い、1年間では達成できない内容を2年間かけて実施することです。継続可能かの判断は、別途審査を行います。

Q 6 参加費・寄附・協賛金・広告料収入を予定している

事業は応募できますか？

⇒ 応募することは可能です。ただし、実現可能な収入見込みを立ててください。



Q 7 他の助成等を受けている事業は応募できますか？

⇒ 提案した事業に対し、国・地方自治体・民間等の助成金や委託料等の収入がある場合は、応募することができません。また、応募の時点でこれらの収入を得る可能性がある場合（助成金申請中の場合など）についても、応募すること

はできません。

Q 8 団体スタッフの経費は、どのように計上したらよいですか？

⇒ 団体スタッフへの報償費（謝礼）は計上できませんが、事業実施に必要な人件費と交通費は計上できます。人件費の単価は、団体内で一定の基準を定めておきましょう。また交通費は、必要があれば宿泊費も認められ、実費が原則となります。ただし、いずれも必要性や妥当性が説明できなければなりません。

Q 9 応募する事業を他に委託することはできますか？

⇒ 事業全体の委託はできません。ただし、事業実施に必要なホームページの作成や会場設営など、業務の一部を委託することは可能です。

Q 10 応募について、どこに相談したらよいですか？

⇒ 応募に必須である事前相談の期間がありますので、まずは小金井市市民協働支援センター準備室（☎042-385-7767）へご連絡ください。

Q 11 公開プレゼンテーションとは、どのようなものですか？

⇒ 第1次審査を通過した団体が、市民協働推進委員や一般の方（傍聴者）がいる公開の場で、提案事業について説明していただき、質疑応答を受ける場です。1団体につき、説明時間10分+質疑応答時間（最大）20分のおおよそ30分を予定しており、パソコンやプロジェクターの利用もできます。プレゼンテーションは、令和7年2月頃に実施する予定です。

《記入例》 応募様式 1～4号

様式第1号（記入例）

令和〇年〇月〇日

（宛先）小金井市長

所在地 小金井市本町〇-〇-〇

団体名 こがねい〇〇会

代表者名 小金井 太郎

小金井市提案型協働事業提案書

小金井市協働事業提案制度実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり提案型協働事業を提案します。

記

1 提案する事業

種類	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型協働事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型協働事業 (テーマ：)
事業名称	〇〇〇〇講演会
提案年度	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 複数年度

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) 定款、規約、会則等
- (5) 役員名簿

様式第2号（記入例）

令和〇年〇月〇日

事業計画書

団体名	こがねい〇〇会		
事業名称	〇〇〇〇講演会		
市施策該当チェック ※募集要項の該当ページから記入してください。	施策番号	1	みどりと水の環境整備
事業の目的	地域課題・社会的課題や市民ニーズを踏まえて事業の必要性を御記入ください。 〇〇の課題を〇〇を行って改善したい。		
事業の内容	事業の対象者も含め、できるだけ具体的に御記入ください。 〇〇のための講演会を開催する。		
新しい取組、創意工夫	事業のアピールポイントとともに、いかしたい団体の特性（専門性等）があれば、併せて御記入ください。 新しく〇〇に取り組み、団体の〇〇を役立てたい。		
成果目標	実施することでどのような効果があるかを御記入ください。 参加者〇人以上を目指し、〇〇を促進する。		
協働の必要性	市と協働する理由や相乗効果について御記入ください。 市が広報することで、より多くの参加者が得られ、〇〇への理解が広がる。		
団体と市の役割分担	(団体の役割) 講座の企画、運営		
	(市の役割) 経費負担、参加者募集のPR協力、会場確保		
市担当課	〇〇課 【分からない場合はコミュニティ文化課へ御相談ください。】		

実施スケジュール	時期	内容
	令和〇年〇月 令和〇年〇月 令和〇年〇月 令和〇年〇月	<p>(適宜けい線を入れるなどして見やすく記載してください。)</p> <p>時期、場所、参加予定人数等、できるだけ具体的に御記入ください。</p> <p>打合せ(講師選定など)</p> <p>講座実施一回目(〇〇ホール、参加予定人数〇人)</p> <p>講座実施二回目(〇〇ホール、参加予定人数〇人)</p> <p>まとめ会</p>
	その他特記事項	<p>他団体との連携等参考となる事項を御記入ください。</p> <p>なし</p>

様式第2号の2（第6条関係）（記入例）

令和〇年〇月〇日

事業計画書（2年目）

団体名	こがねい〇〇会	
事業名称	〇〇〇〇	
事業の内容	<p>2年目の事業の内容を御記入ください。</p> <p>1年目事業の参加者等を新たに企画側に加え、〇〇〇を一緒に企画し、〇〇〇を実施する。</p>	
1年目の事業に対し、継続的・発展的に行う点	〇〇〇を〇〇〇し、〇〇〇する点	
実施スケジュール	時期	内容
	令和〇年〇月	(適宜けい線を入れるなどして見やすく記載してください。)
	令和〇年〇月	参加者募集
	令和〇年〇月	企画会議
	令和〇年〇月	イベント実施
その他特記事項		他団体との連携等参考となる事項を御記入ください。 なし

収支予算書（〇年目）

1 収入

項目	金額（円）	内容、積算根拠等
市への補助要望額	●●円	(B)の金額以下で、市が指定する上限額の範囲内で記入
団体負担金	△△円	
収入合計（A）	×××円	

2 支出

（補助対象は、人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費、保険料、その他提案型協働事業の実施に要する経費となります。）

項目	金額（円）	内容、積算根拠等
人件費	××円	事前打合せ ○円×○時間×○人=○円 講演実施 ○円×○時間×○人=○円 まとめ会 ○円×○時間×○人=○円
旅費	××円	バス ○円×○人×○回=○円
消耗品費	××円	紙代○円、○○代○円
印刷製本費	××円	募集ちらし ○円×○枚=○円 講演資料 ○円×○枚×○人=○円
使用料及び賃借料	××円	会場使用料○○ホール○円
通信運搬費	××円	郵便料 ○円×○通=○円
保険料	××円	保険料 ○円×○人=○円
支出合計（B）		

※ 見積書等、積算の根拠になるものがあれば添付してください。

※ 対象経費については、小金井市提案型協働事業補助金交付要綱を参照してください。
 ※ 最終的には、必ず（A）=（B）となるように調整してください。

団体概要書

ふりがな	こがねい〇〇かい		
団体名	こがねい〇〇会		
ふりがな	こがねい たろう		
代表者氏名	小金井 太郎		
所在地	〒 184-8504 小金井市本町〇-〇-〇		
団体の電話・FAX	(電話) 042-383-0000 (FAX) 同左		
連絡担当者	ふりがな	こがねい たろう	
	氏名	小金井 太郎	
	連絡先	(電話) 042-383-0000 (FAX) 同左	
	メールアドレス	000@000.com	
設立年月日	令和〇年〇月〇日		
団体会員数	〇〇 人 (役員名簿は、別紙で添付してください。)		
団体の目的	〇〇することを目的として活動している。		
主な活動内容	〇〇の開催、〇〇事業の実施		
団体の活動実績	昨年度の活動内容	〇〇の開催、〇〇事業の実施	
		〇〇円	
	今年度の活動内容（予定）	〇〇円	
	同上	〇〇円	